

新宮町認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業  
「徘徊高齢者等捜してメール」利用の注意事項等

新宮町認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業「徘徊高齢者捜してメール」(以下「本事業」という。)は、以下の注意事項等をご承認の上、ご利用ください。

1. 協力サポーター・協力事業者(以下「協力者等」という。)に関すること

(1) 協力者等の登録及び利用料について

- ① 本事業のメールアドレスの登録は、協力者等各自の判断によるものとし、登録内容に変更が生じた場合や配信を停止する場合は、速やかに登録の変更・削除を行ってください。
- ② [sagashite@city.fukuoka.lg.jp](mailto:sagashite@city.fukuoka.lg.jp)からのメールを受信可能な設定としてください。
- ③ メールが一定回数配信できない場合、協力者等へ通知することなく配信を停止し、当該メールアドレスを削除させていただくことがあります。
- ④ 登録及び情報提供に関することは無料ですが、メールアドレスの登録及びメールの送受信に関する通信費等は、協力者等の負担になりますので、ご了承下さい。

(2) メールの配信について

- ① 捜索協力の依頼に関するメールの配信は、365日、8時から20時までです。
- ② 登録時に選択した「捜索にご協力いただける主な範囲」以外の地域の捜索依頼メールも配信されます。
- ③ 認知症に関するイベント等のお知らせを配信する場合があります。
- ④ 受診したメールの事業目的以外の利用及び転送等を行わないでください。
- ⑤ 配信するメールの内容の正確さには万全を期していますが、後に虚報、誤報等が判明した場合には、内容を訂正するメールを配信することがあります。
- ⑥ メール配信システムは、全ての利用環境に対して完全な動作を保証しているものではありません。利用する環境や機器によって、メールの送受信ができない場合があります。
- ⑦ 登録されたメールアドレスを管理するメールサーバーの一時的な障害などにより、不達や遅延等正常にメール発信できない場合があります。

(3) 捜索の協力について

- ① 捜索依頼メールを受け取った協力者等は、可能な範囲で捜索を行い、発見された場合は、メール内に記載された警察署にご連絡ください。
- ② 悪天候や早朝深夜などの無理な捜索を依頼するものではありません。
- ③ 交通状況や事故には十分にご注意ください。

## 2. 徘徊のおそれがある人（以下「対象者」という。）の登録等に関すること

### （1）対象者の登録について

- ① 登録できる対象者は、新宮町内に在住する認知症の人です。  
（新宮町内の老人福祉施設等に入所するを含みます。）
- ② 登録申請できる人（以下「申請者」という。）は、対象者本人、親族、同居若しくは同居に準じる形態で介護している人（要老人福祉施設等の従事者は除く）です。
- ③ 登録は無料です。
- ④ 登録時に様式第1号「認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業登録申請書（新規・変更）」にある同意事項をご確認ください。

### （2）検索依頼及びメールの配信について

- ① 検索依頼は、警察署へ行方不明者届をご提出後、メール配信事業者である徘徊相談ダイヤル（電話：0120-725048）へご連絡ください。徘徊相談ダイヤルの受付は365日、8時から20時までです。
- ② 新宮町以外の福岡市、糟屋地区、宗像地区等の協力者等へも検索依頼メールが配信されます。
- ③ 検索協力の解除は、メール配信依頼者から徘徊相談ダイヤルへの連絡後に行います。

## 3. 共通事項

### （1）免責事項について

- ① 町は、申請者、登録者（登録をした対象者）、協力者等が本事業を利用したことにより発生した損害、及び第三者に与えた損害、メールの遅延等の障害について、責任を負いかねます。
- ② 町は、メール配信システムの障害やメンテナンス、その他やむを得ない理由により、事前に通知することなく、メールの配信を中断又は停止することがあります。また、それにより発生する損害について、責任を負いかねます。

### （2）登録の抹消について

本注意事項等に違反した場合、その他町が不適切と判断した場合は、協力者等及び登録者の登録を抹消する場合があります。

### （3）その他

本事業改善のため、本内容の一部又は全部を予告なしに変更する場合があります。